

OBIYA MACHI VISION

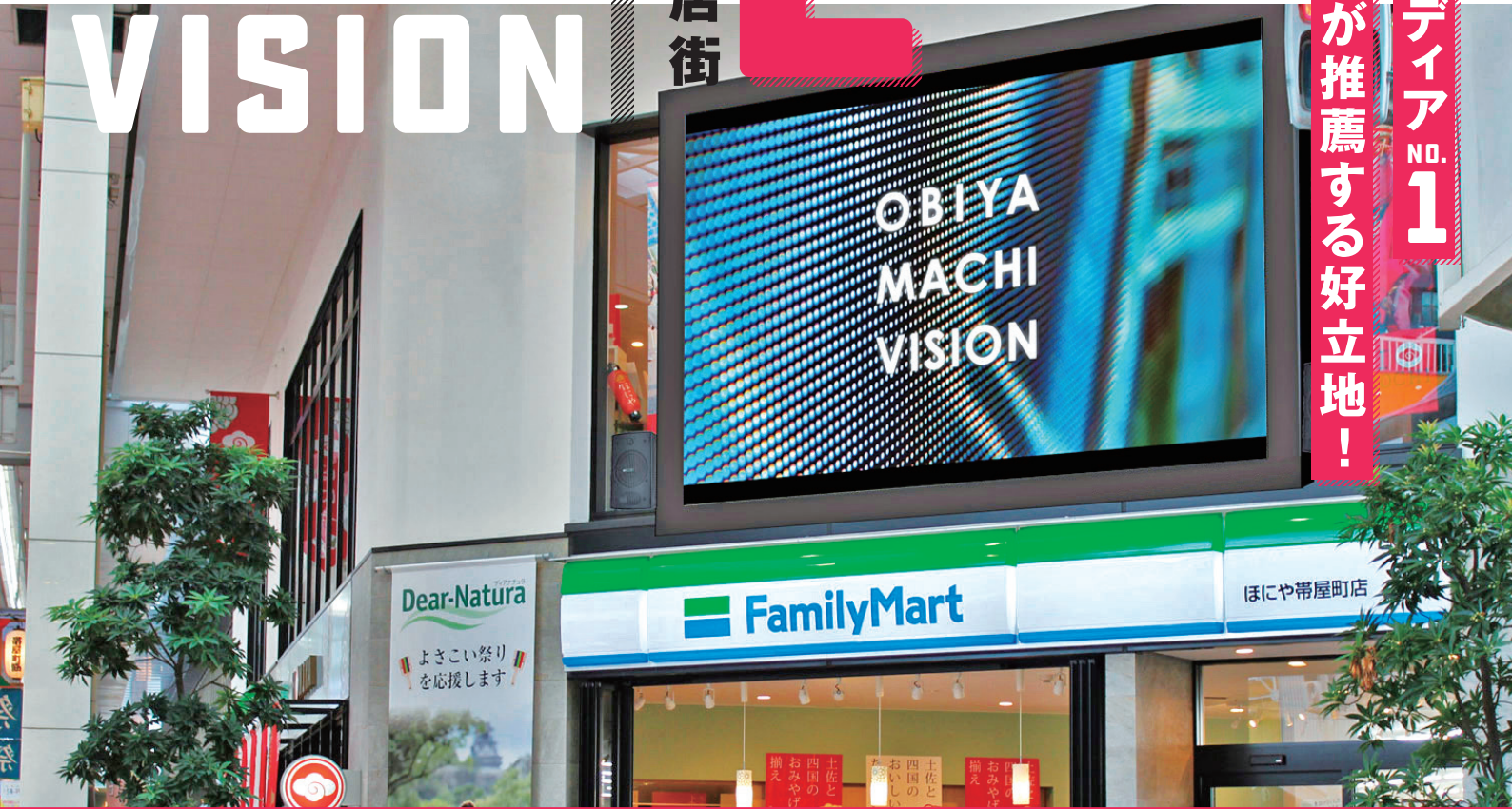


平均 **60** 万人/月が視聴
PR効果抜群「帯屋町ビジョン」

中心商店街

2 万人
1日に約2万人が往来

高知の屋外メディア **NO.1**
広告の専門家が推薦する好立地!



BIG SCREEN

200
インチ

最大級

大画面
4×2.5mの大画面

HIGH-QUALITY



最新式

高画質
高輝度LEDで鮮明

GOOD SOUND



伝わる

高音質
高音質で聞こえやすい

放映時間

通常 7:30～21:30 (1日/合計14時間)

サマータイム 7:30～22:00 (6～8月は1日/合計14.5時間)

主な放映内容

各種CM・イベント告知・自治体情報など

【設置場所】高知市帯屋町2丁目交差点 ほにや・ファミリーマートビル壁面
【画面サイズ】約W4m×H2.5m(200inch/16:9/高精細LED)

コンパクトシティの高知市における 中心商店街では抜群の力を発揮します!

商店街は1日に**約1万人以上**の歩行者が通り、交差する16号線は1日に**12,387台**の自動車・バスに加え、多くの歩行者が通る「高知で屈指の通行量」を誇ります。また今後も再開発が予定されているエリアとなり、地元住人に加え観光客の利用も期待でき、あらゆる職業や年齢の方に広告などの情報を訴求するのにふさわしい場所となっています。周辺の集客力のある施設として、高知城(**26万人**/年)、高知城歴史博物館(**20万人**/年)、ひろめ市場(平日**1万人**/日、休日**3~5万人**)、日曜日(日曜**1.5万人**/日)、新図書館複合施設「オーテピア」(**100万人**/年)があり、今後より一層賑やかな場所に変化していくエリアです。

【出典】高知県商店街振興組合連合会: H29年冬期商店街歩行者通行量調査 AM10:00~PM6:00、国土交通省道路局: 高知自動車類交通量調査より



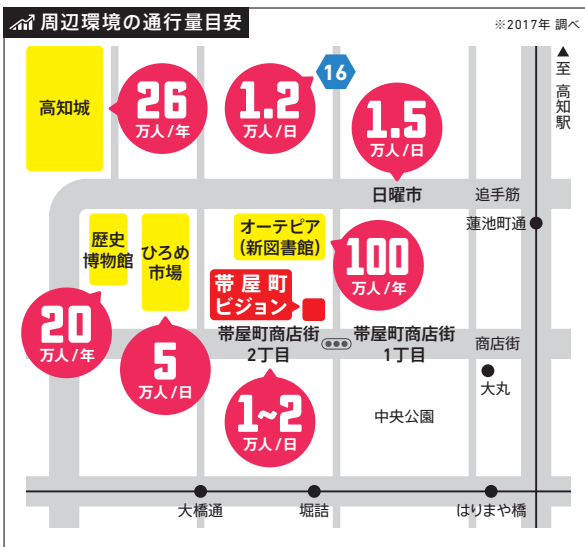
高知城



ひろめ市場



オーテピア



帯屋町ビジョンの管理運営会社

株式会社 アリガトウデザインコンサルティング / 有限会社 ほにや

〒780-0841 高知県高知市帯屋町2-2-4 2F Tel 050-5580-7933 Fax 088-813-0240 Mail arigato@arigatodesign.com

ADC
ArigatoDesignConsultingCo.,Ltd.

基本放送料金プラン

BASIC BROADCAST RATE PLAN

ご契約プラン	標準プラン			放送回数 2倍プラン		
	最低保証回数 約140回以上/日 (10回以上放送/H)	コンテンツ種類	放送内容差し替え	最低保証回数 約280回以上/日 (20回以上放送/H)	コンテンツ種類	放送内容差し替え
1週間	50,000/週 税込 55,000 @51(1回単価)・計980回/週	1種類迄	なし	90,000/週 税込 99,000 @45(1回単価)・計1,960回/週	1種類迄	なし
1ヶ月	150,000/月 税込 165,000 @35(1回単価)・計4,200回/月	1種類迄	なし	270,000/月 税込 297,000 @32(1回単価)・計8,400回/月	2種類迄	なし
3ヶ月	135,000/月 税込 148,500 @32(1回単価)・計4,200回/月	2種類迄	1回/月	240,000/月 税込 264,000 @28(1回単価)・計8,400回/月	3種類迄	1回/月
6ヶ月	117,000/月 税込 128,700 @27(1回単価)・計4,200回/月	2種類迄	1回/月	215,000/月 税込 236,500 @25(1回単価)・計8,400回/月	4種類迄	1回/月
1年間	108,000/月 税込 118,800 @25(1回単価)・計4,200回/月	2種類迄	1回/月	195,000/月 税込 214,500 @23(1回単価)・計8,400回/月	4種類迄	1回/月
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●【長尺CM・プロモーションビデオ】60秒以上の長尺CMや音楽・映画CMなどは別途ご相談ください。 ●【土日限定】地産外商プラン(観光客へのPRを応援) ●【帯屋町商店街組合員限定】割り引きプラン ●【小規模事業者限定】折半プラン(2社で折半可能) ●【防災情報】地域の防災情報などは協力放送(要相談) <p>※1回の放送は15秒が基本となります。ご契約プランの内容は変更する場合がございます(2019年8月現在) ※コンテンツの差替を行う場合は、差し替え手数料として¥5,000(1回)いただきます</p>					

■申込・手続きについて

- 本申し込み(申請書類、もしくは内容を記載したメールの提出)
空き状況等、確認のご連絡を受けたあと実施が決定されましたら、原則使用開始日の1週間前までにご連絡・提出下さい。
- 契約の成立
申込書受領後、使用料金をご請求いたしますので、指定期日までに当社指定の口座へご入金下さい。
ご入金の際にかかる振込手数料はお客様負担とさせていただきます。
- 素材入稿アドレス
obiyamachivision@gmail.com

■繁忙期の料金について

週間契約のみ、ハイシーズンの期間に重なる場合は50%UPとなります

※ハイシーズン…3月21日～4月5日(春休み)、4月26日～5月6日(GW)、8月1日～8月25日(夏休み)、12月25日～1月10日(年末年始)

■変更・キャンセル

- 申し込み後、お申し込み内容を変更又はキャンセルされる場合は、必ず「申込書」にてメール連絡をお願いします。
放映開始日の1週間前までに必要書類・素材の提出及びご入金の確認がとれない場合、お申し込みは無効となり、キャンセル料を申し受けます。
- 1.使用開始日の7日前…使用料金の30%
 - 2.使用開始日の前日…使用料金の50%
 - 3.使用開始日当日…使用料金の100%

■帯屋町ビジョン「放送取扱基準」について

◎料金表には消費税は含まれておりません。 ◎1回の放送は15秒が基本となります。30秒の場合は回数が半分となります。放映時間帯は7:30～21:30(14時間)になります。6～8月はサマータイム期間となり22時までの放映時間となります。 ◎放送用の素材は、データ(MOV、MP4等)をメールにてお送りください。 ※データ形式については、変換料が必要になる場合がありますので事前にお問い合わせください。(素材は放映日の7日前までにお送りください。) ◎放映のお申し込みに関して、広告枠の指定のご確認をした後、放映申込書、もしくは内容を記載したメールをお送りください。 ◎テナントと競合する企業及び業種の一部が放映不可の場合がございます。 ◎万一、放映を中止する際は事前に広告主様にご連絡を差し上げております。また放映回数につきましては日時繰り越し放映の対応をさせて頂いておりますので、予めご了承下さい。 ◎放映保証回数は「月間平均放映回数」の90%を保証いたします。 ◎予期せぬ放映トラブルや機器の故障などで画面の一部が映らないなどの事象が発生する可能性があります。その場合、補填放映は後日となり、当日に放映対応ができなくなることもございます。特に、イベント等の期日がある放映をご希望の場合、当日に放映できないリスクがあることをあらかじめご理解いただき、ご了承のうえで申し込みいただきますようお願い申し上げます。尚、放映に支障がある規模のトラブル・故障の場合は弊社からご報告と補填についてご連絡させていただきます。 ◎番組編成上、放映タイミングは変動する場合がございます。 ◎年間契約など、長期ご契約の法人さまの支払い方法につきましてはご相談を承っておりますので、お問い合わせください。 ◎災害時などの緊急時は、災害情報を優先して放送します。

■帯屋町ビジョン「放送取扱基準」放送における禁止事項について

次の各項に該当する広告は実施できません。 1.責任の所在が不明確なもの 2.内容、目的が不明確なもの 3.関係諸法規に違反、またはその恐れがあるもの 4.虚偽、誇大、または不正確で誤認を与える恐れのあるもの 5.自己の優位性を強調するために、ほかを引き合いに出す広告で不適当な表現のもの 6.人種、民族、身分・地位、地域、職業、性別、病气・障害などについて差別するものや、プライバシーの侵害、セクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する恐れのあるもの 7.他人の名誉を棄損、あるいは中傷・誹謗する恐れのあるもの 8.信用棄損、業務妨害などの恐れのあるもの 9.反社会的、非道徳的な内容で社会秩序を乱す恐れのあるもの 10.詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法と見なされるもの 11.非科学的、または迷信に類するもので、来街者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの 12.他人の名義、写真、談話および商標、シンボルマーク、著作物、特許権などを無断で使用したもの 13.投機、射幸心などを著しくおこる恐れのあるもの 14.青少年の健全な育成を妨げる恐れのあるもの 15.裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当社が判断するもの 16.当社の社会的評価、当施設の品位を低下させると思われるもの 17.事実を反して、当社が広告主を支持、またはその商品、サービスなどを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの 18.広告の実施によって、当社が不利益を被る恐れがあるもの 19.広告主が暴力団、暴力関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員(以下「反社会的勢力」といいます)であるもの 20.反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資する恐れのあるもの 21.そのほか当社が不適当と認められたもの